

令和2年度訪問介護指摘事項一覧

10事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	評価説明	訪問介護計画作成後に当該訪問介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又はその家族に説明していることが確認できませんでした。訪問介護計画作成後に当該訪問介護計画の実施状況を把握し、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行ってください。	都条例第111号第28条第4項 都条例施行要領第3の1の3(20)③⑤	6
2	秘密保持	管理者や一部の従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第34条第2項 都条例施行要領第3の1の3(25)②	4
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を得てください。	都条例第111号第34条第3項 都条例施行要領第3の1の3(25)③	2
3	変更届	サービス提供責任者等が変更になった際の変更の届出書類について、確認ができませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都へ届け出てください。	介護保険法第75条第1項 介護保険法施行規則第114条第1項第7号、第131条第1項第1号	3
4	アセスメント	アセスメントが初回のみ行われ、認定更新時、区分変更時に行われていない事例がありました。初回の訪問介護計画作成時、要介護認定の更新時、区分変更時、利用者の状態に変化があった時等には、訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)①	2
5	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	2
6	給付費の算定	算定区分の内訳が実績記録と異なる区分で請求を行っていました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚告第19号別表1イ注1 老企第36号第2の2(4)①	1
		20分未満の生活援助について、算定している事例がありました。訪問介護計画作成時と状況が変化し、所要時間が短縮することが常態化した場合は、介護支援専門員と調整し、訪問介護計画を見直してください。	厚告第19号別表1ロ注1 老企第36号第2の2(4)⑤	1
7	計画の作成	訪問介護計画に位置付けられていないサービスを行っている事例がありました。訪問介護計画を居宅介護サービス計画に沿って作成し、訪問介護計画に位置付けた上でサービス提供を行ってください。	都条例第111号第28条第1項 都条例施行要領第3の1の3(20)②	1
8	事故発生時の対応	事故発生時に、区への事故報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第39条第1項 都条例施行要領第3の1の3(30) 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1